

西尾市 3 階直結直圧式給水の運用基準

(目的)

第 1 条 この基準は、小規模受水槽等を設置することなく、配水管の水圧を有効利用することにより、3 階建ての建築物について直結直圧給水を行うことで、より安全かつ良質な水を供給できる範囲の拡大を図ることを目的とする。

(実施条件)

第 2 条 実施条件の区分は、次に定めるものとする。

(1) 対象建物

対象建物は一戸建て 3 階建て建築物とし、種別は下記のとおりとする。

ア 一戸建て専用住宅

イ 一戸建て小規模店舗付き住宅、事務所等の建築物

ここでいう小規模店舗というのは、一般用の用途に属し日常生活に密着する営業に供するものである。ただし、逆流によって、配水管の水質に汚染をきたすおそれがある施設は除く（薬品を扱う工場、クリーニング店、飲食店、理容室、24 時間営業施設等）。

ウ その他、西尾水道事業管理者の権限を行う西尾市長が認めたもの

(2) 分岐対象配水管

分岐対象配水管口径は 50 mm～350 mm とし、50 mm については管網を形成していることを条件とする。なお、増径及び管網について、西尾市は負担しない。

(3) 配水管最小動水圧

申請地に最も近接した消火栓等において、24 時間以上の自記録式水圧計により測定した最低値を測定場所と申請場所との配水区域及び配水系統を考慮した上で、配水管最小動水圧 0.25 Mpa 以上とする。

(4) メータ口径

メータ口径は 20 mm 以上とし、承認された逆流防止装置と同等以上のものを付けること。

(5) 給水高さ

3 階に設置する最高位の給水高さは、道路給水取出箇所道路面 G.L より 8.0 m 以下とする。ただし、太陽熱利用温水器に必要な給水栓の場合、その高さは 12.0 m 以下とする。

(6) 給水栓の設置についての条件

3 階に設置する給水栓においては、タンク式トイレや手洗い、散水栓など水圧に影響を受けにくい生活に支障をきたさない給水栓の設置に限る。

(7) 圧力調査依頼書の提出

事前の書類提出により水道部が調査を行う。後日、調査結果を申込者又は提出者に通知する。

(8) 誓約書の提出

申請者は、西尾市指定給水装置工事事業者を通じて「給水装置工事申込書」と共に「誓約書」を提出する。

附 則

この運用基準は、平成30年4月1日から施行する。

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 西 尾 市 長

装 置 場 所

所有者住所

所 有 者 名

㊟

水 栓 番 号	
---------	--

私は、3階直結直圧式給水を受けるにあたり、西尾市3階直結直圧式給水の運用基準に基づき給水装置工事をすると共に、次のことを誓約します。

- (1) 直結給水することにより貯留機能がなくなり、配水管の断水時や水道メータの取替え時等には、一時的に水の使用ができなくなることを了解する。
- (2) 西尾市水道事業の行う配水区分変更等に伴う水圧の変動及び使用量の増加により水不足を生じたときは、給水装置所有者又は使用者が工事費等必要な費用を負担して、受水槽等の適切な施設を設ける。
- (3) このほか給水装置に関して事後に発生したことは、自己負担で解決する。
- (4) 給水装置所有者又は使用者が変わっても、本条件を正確に引き継ぐ。